

大通達甲（生）第9号
平成31年4月25日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

生活安全部人身安全・少年課長
各 警 察 署 長 殿

警 察 本 部 長

サポーター運用要綱の制定について（通達）

「大分っ子フレンドリーサポートセンター運営要綱」（平成31年4月25日付け大通達甲（生）第7号別添）第3の4（1）の規定により大分っ子フレンドリーサポートセンターに置かれるサポーターの適正かつ効果的な運用のため、別添のとおり「サポーター運用要綱」を制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

（人身安全・少年課サポートセンター係）

別添

サポーター運用要綱

1 趣旨

この要綱は、「大分っ子フレンドリーサポートセンター運営要綱」（平成31年4月25日付け大通達甲（生）第7号別添。以下「運営要綱」という。）第3の4(1)の規定に基づき、大分っ子フレンドリーサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）に置かれるサポーターの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 任務

サポーターは、サポートセンターに所属する職員と協力して次の活動を行うものとする。

- (1) 少年相談の受理及びその処理に関する活動
- (2) サポート活動（運営要綱第2(2)に規定するサポート活動をいう。以下同じ。）
- (3) サポート活動が必要と認められる少年の発見及び通報に関する街頭活動
- (4) 広報及び啓発活動
- (5) その他少年の非行防止及び健全育成に関する活動

3 委嘱

- (1) 警察本部長（以下「本部長」という。）は、生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）の推薦に基づき、次のいずれにも該当する者のうちから、サポーターを委嘱するものとする。

ア 人格及び識見が卓越し、社会的信望を有する者

イ 少年相談、補導、教育等に豊富な知識、技能又は経験を有する者

ウ 少年の健全育成に熱意と行動力を有し、かつ、サポーターを希望している者

- (2) 人身安全・少年課長は、前記(1)の推薦に当たっては、サポーター推薦書（第1号様式）により、適任者を推薦するものとする。
- (3) 本部長は、サポーターを委嘱したときは、委嘱状（第2号様式）及びサポーターの証（第3号様式）を交付するとともに、サポーター名簿（第4号様式）に必要事項を記載するものとする。

4 配置先、活動区域及び定数

サポーターの配置先、活動区域及び定数は、次のとおりとする。

配置先	活動区域	定数
本部サポートセンター	県北サポートセンター及び県西サポートセンターの活動区域を除く県下全域	15人
県北サポートセンター	豊後高田警察署、宇佐警察署及び中津警察署の管轄区域	2人
県西サポートセンター	玖珠警察署及び日田警察署の管轄区域	2人
合 計		19人

5 任期

- (1) サポーターの任期は2年とし、起算日を4月1日とする。
- (2) サポーターに欠員が生じたときは、速やかに前記3(1)及び(2)の手続を経て、その後任者を委嘱するものとする。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間と

する。

- (3) サポーターは、再委嘱をすることができる。再委嘱する場合は、前記2(3)の規定にかかわらず、委嘱状は新たに交付しないものとする。
- (4) 本部長は、サポーターを再委嘱した場合は、サポーター名簿の再委嘱欄に再委嘱年月日を記載するものとする。

6 解嘱

- (1) 本部長は、サポーターに次のいずれかに該当する事由が生じた場合は、任期中にかかわらず解嘱するものとする。
 - ア 退任の申出があったとき。
 - イ 適格性を欠くに至ったとき。
 - ウ 死亡したとき。
- (2) 本部長は、サポーターを解嘱したときは、サポーターの証を返納させるものとする。

7 運用上の留意事項

- (1) サポーターは、その活動を行うに当たっては、サポーターの証を携帯し、必要があるときは、これを提示するものとする。
- (2) サポーターは、その活動状況について、サポーター活動状況表(第5号様式)により、人身安全・少年課長に報告するものとする。
- (3) サポーターは、その活動を行うに当たり、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意するものとする。
- (4) サポーターは、活動上知り得た秘密を他人に漏らさないものとする。サポーターを解嘱された後も、また、同様とする。

8 謝金

- (1) 人身安全・少年課長は、サポーターが前記2の活動を行ったときは、本部長に謝金の支給を請求するものとする。
- (2) 本部長は、前記(1)の請求があったときは、別に定める支給基準に従い、謝金を支給するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

第1号様式

第 号 年 月 日	
大分県警察本部長 殿	
生活安全部人身安全・少年課長	
サポーター推薦書	
次の者をサポーターとして推薦します。	
被推薦者	本籍 住所 職業 氏名 年 月 日生 (歳)
経歴	
主な少年補導 活動歴	
推薦する理由	

第2号様式

第 号

委 嘱 状

殿

あなたを大分っ子フレンドリーサポートセンターのサポーターに委嘱します。

年 月 日

大分県警察本部長 印

第3号様式

サポーターの証

(表面)

NO _____	サポーターの証
写真	氏名
	年 月 日生
年 月 日	大分県警察本部長 印

- 備考1 この証の大きさは、縦5.5cm、横8.5cmとする。
2 写真欄の大きさは、縦2.5cm、横2.5cmとする。

(裏面)

- 1 サポーターは、その任務を行う場合は、この証を携帯し、関係者から要求があった場合は、これを提示しなければならない。
- 2 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証を破損し、又は紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 4 解嘱等によりサポーターでなくなったときは、この証を速やかに発行者に返納しなければならない。

第4号様式

(表)
サポーター名簿

本籍					
住所		電話			
ふりがな 氏名		職業	生年月日	年 月 日生	
略 般 略 歴	一				
歴	少年 補導 関係				

- 備考
- 1 氏名は、戸籍上のものを楷書で記載すること。
 - 2 少年補導関係の略歴は、子供会、PTA、婦人会、青年団等青少年に係る役員歴についても記載すること。

